

龍郷町立龍北中学校部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するものである。

2 本校の活動方針

(1) 適切な運営のための体制整備

① 活動方針及び年間活動計画等の策定

ア 校長は、龍郷町の部活動の在り方に関する方針に則り、毎年度「龍郷町立龍北中学校部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、年間活動計画（活動日、休養日、参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供を行う。

② 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、学校教育法施行規則に規定する部活動指導員及び外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。一つの部活動に対し複数の顧問を配置し、指導時間を顧問間で調整するなど、特定の教職員のみ部に活動指導が偏ることがないように努める。

ウ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(2) 適切な活動時間及び休養日等の設定

部活動における活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のように定める。また、学校又は部活動単位で、休養日を示したカレンダー等を作成し、各家庭に配布するなど、生徒が見通しを持って計画的な学習や活動への取り組むことができるようにする。

① 活動時間の設定

ア 1日の活動時間は、平日は2時間以内、休日（長期休業期間を含む）は3時間以内とする。

イ 平日の活動時間は、原則として次のとおりとする。

	2～4月	5～7月	8月	9～10月	10月2週～ 11月(中体 連新人大会)	11月(中体 連新人大会) ～1月
活動時間	18時	18時30分		18時	17時45分	17時30分
下校時間	18時15分	18時45分	17時	18時15分	18時	17時45分
【活動時間や下校時間については、上記を基本とし、状況に応じて顧問が判断する】						

※ 大会開催日の2週間前から、顧問が、全職員に提案し校長の許可があった場合に限り、30分までの延長を認める。

② 休養日の設定

ア 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)

イ 平日の休養日は、定時退校日(木曜日)を利用して、一斉に実施することを原則とする。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするために、次の期間は休養日とする。

(ア) 学校閉庁日(8月中旬)

(イ) 年末年始休業(12月29日～1月4日)

(ウ) 年度末始(3月25日～4月6日)

(エ) 定期テスト前(期末テスト初日の5日前から)

(オ) 夏期休業期間(お盆など)における一定の期間

エ 土曜日、日曜日に大会等(練習試合を含む)が実施される場合は、翌日から2週間以内の別日に休養日を振り返る。

③ 学校単位で参加する大会等について

ア 大会(公式戦等)の参加については、1年間に12回以内とする。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

3 その他

本方針については、生徒や職員、保護者の意見等を考慮しながら、必要に応じて見直しを図る。